

**軽自動車税の納税通知書を
5月15日(金)に発送**

〔納期限は6月1日(月)〕

【問合せ】 税務課 市民税係

☎773-6668

納税義務者は4月1日の所有者

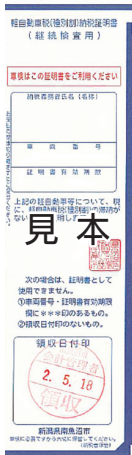
納税通知書には、4月1日現在の登録内容が記載してあります。次の場合は、課税されず。

- ・ 4月2日以降に廃車（譲渡）の手続きをした場合
- ・ 1年分課税（月割はありません）
- ・ 変更・廃車手続きをしていない場合

1年分課税。来年の3月末までに手続きをしないと、来年度以降も課税されます。早急に手続きしてください。

納税証明書

車検に必要です。車検証と一緒に保管してください。



口座振替の納税証明書は、6月8日(月)に発送します。

口座振替納税の場合の有効期限は、令和3年6月15日(火)です。

納税証明書に関する問合せは、税務課収税班 ☎773-6669

**固定資産税の納税通知書を
5月15日(金)に発送**

【問合せ】 税務課 資産税班

☎773-6668

固定資産税の納税通知書を発送します。

同封の課税明細書は、確定申告時に、農業所得や不動産所得の必要経費（租税公課）の計算に役立ちます。令和3年の申告時期まで保管されることをお勧めします。

家の税金が高くなる場合

納税通知書を発送後、「家の税金が高くなった」という問合せがあります。

これは、居住床面積280平方メートル以内の新築住宅の場合に、居住部分の床面積120平方メートルまでの税額を、2分の1に減額する特例が3年間（長期優良住宅の場合は5年間）で終了したためです。

このため、平成28年（長期優良住宅の場合は平成26年）に新築した住宅は、令和2年度から通常の税額で課税されます。

土地、家屋を売った、または取壊したのに課税されている場合

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されま

す。売買契約が終了しても、新しい所有者が登記を行っていない場合、前所有者に課税されます。

1月2日以降に取り壊した家屋も1年間課税されます。家屋を取り壊した場合は、税務課資産税班までご連絡ください。

マイナンバーカード申請交付のための時間外窓口、日曜窓口を開設

【問合せ】 市民課 市民班

☎773-6661

市役所の開庁時間内に来庁できない人を対象に、マイナンバーカードの申請受付と交付事務、更新事務を行います。9月からマイナポイント制度の実施を予定し、令和3年3月から健康保険証としての利用を開始します。

開始時期が近づくと、マイナンバーカードの交付申請が混み合うことが予想されます。申請から交付まで通常1か月半程かかります。早めの申請をお願いします。

※住民票、戸籍などの事務は行いません

開設日時

時間外窓口

- ・ 午後5時15分～7時
- ・ 5月20日(水)、6月17日(水)

- 日曜窓口
- ・ 午前8時30分～正午
 - ・ 5月24日、6月28日、7月12日、8月23日、9月27日、10月25日、11月29日、12月13日、令和3年1月24日、2月28日、3月28日
 - ※令和3年3月28日のみ午前8時30分～午後5時15分

受付窓口 本庁舎総合窓口

持ち物 通知カード（紛失の場合不要）、写真付きの本人確認書類1点（運転免許証、旅券、身体障害者手帳など）、その他の本人が確認できる書類1点（保険証、年金手帳など）、住民基本台帳カード（所有者のみ）、印鑑

※顔写真は、窓口で無料撮影します



マイナンバー公式PR
キャラクター「マイナちゃん」